

## 職場の健康保険に加入するとき、 やめるときは必ず届出を!



国保に加入するとき、やめるときには14日以内に届出が必要です。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の保険証、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の両方の保険証、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カード

### ◎加入の届出が遅れると…

保険税は加入の資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。

### ◎やめる届出が遅れると…

保険税を二重に支払ってしまうことがあります。保険証が手元にあるため、うっかり使って診療を受けると、国保が負担した医療費をあとで返還していただくことになります。

※お届けの際は、上記のものに加えて、下記のものがが必要です。

- ・窓口に来るかたの本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）
- ・委任状（別世帯のかたが窓口に来る場合）

## 国民健康保険被保険者証の更新について

現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成29年9月30日となっています。  
新しい被保険者証（茶色）は、9月中に送付します。

10月以降、病院などにかかる時は新しい被保険者証をご使用ください。

一世帯ごとにまとめて世帯主様宛にお送りします。

加入しているご家族皆さまの分が届いたか、ご確認ください。

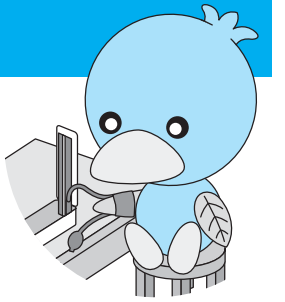


# 美里町国民健康保険のお知らせ

問合せ 住民福祉健康課 保険年金係  
76・1366

## 国民健康保険制度の改革について

# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります



「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に成立し、国民健康保険制度が大きく変わることになりました。

### 安定的な財政運営と効率的な事業運営を目指し、 都道府県が財政運営の責任主体へ

現在、国民健康保険の運営は市町村それぞれが保険者となって運営していますが、「高齢者が多い」「医療費が増加している」「所得の少ないかたが多い」「小さな町村は財政運営が不安定になりやすい」など、構造的な課題を抱えています。こうした状況を解消するため、平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることになりました。

これにより平成30年4月1日からは、埼玉県と美里町が共同保険者となって運営していくこととなります。保険税の賦課・徴収や保険証の資格管理、特定健康診査などの保健事業は、町民の皆さまに身近な業務として、引き続き町が行います。

現在、国民健康保険に加入されているかたには、平成29年10月からの新しい国民健康保険被保険者証と一緒に国保制度改正のチラシも送付しますので、ぜひご覧ください。

### 現在

各市町村が個別に  
運営の責任主体

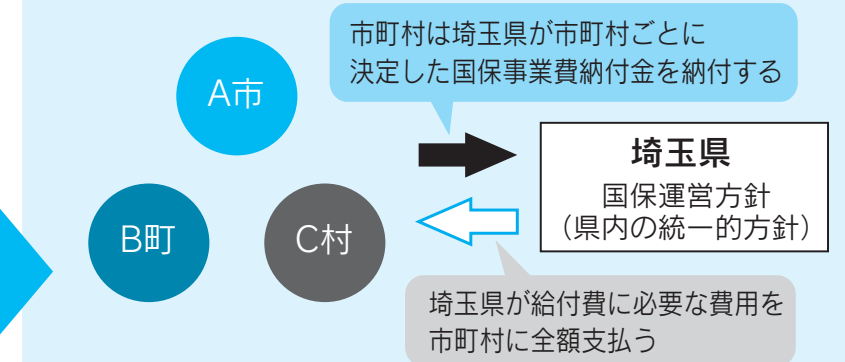


#### 【市町村】

- ◎資格管理（被保険者証など発行）
- ◎保険税率・額の決定、賦課・徴収
- ◎保険給付
- ◎保健事業 など

### 平成30年度～

都道府県が財政運営の責任主体



#### 【市町村の役割】

- ◎資格管理（被保険者証など発行）
- ◎保険税率・額の決定、賦課・徴収
- ◎保険給付
- ◎保健事業 など

#### 【埼玉県の役割】

- ◎市町村ごとの納付金を決定
- ◎市町村ごとの標準保険税率を算定・公表
- ◎給付に必要な費用を市町村に全額交付 など